

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶指定日の午前5時～8時までに出示してください。
 - ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
 - *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
2/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
9	土	篠原、明見
11	月	下啗内、物部、久枝（開田）
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
16	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
18	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
23	土	十市（北部）、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
28	木	久礼田、植田
3/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田

* 黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
2月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
2月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
2月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
2月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
2月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
2月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
3月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
2/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市（南部）
12	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下啗内、物部、久枝（開田）
26	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
3/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)

* 空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
2月4日・18日 (第1・3月曜日)	天行寺
2月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
2月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
2月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
2月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
2月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
2月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
3月4日・18日 (第1・3月曜日)	天行寺

家畜を飼育されている皆さまへ

飼育状況について定期報告をお願いします

近年、国内で高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が相次いで発生しました。このため、家畜の飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるため、家畜を飼育している方は、家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭数や衛生管理状況を家畜保健衛生所へ定期報告することが義務づけられました。

■対象／15種類の家畜
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、だちょう、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

■報告方法／毎年1回、2月1日の飼育状況を所定の報告用紙に記入の上、4月15日までに家畜保健衛生所に提出してください。

* 報告用紙は家畜保健衛生所、県畜産振興課にあります。

※お問い合わせは
中央家畜保健衛生所香長支所
(☎0887・52・3069)
県畜産振興課
(☎821・4553)まで

鳥を飼育している皆さまへ

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう

飼育している鳥が連続して死亡するなどの異常が見られた場合、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

■予防対策

- ①飼育施設やその周囲を清潔に保つ。
- ②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネットをかける（2cm角目以下が目安）。
- ③飼育施設に入るときは、専用の服や履物を身に付ける。
- ④飼育場所の出入口に、踏み込み消毒槽やアルコールスプレーなどを備え、足元や手指の消毒を行う。消毒薬は、薬局・薬店などの市販品で十分に効果があります。

※連絡先・お問い合わせは
中央家畜保健衛生所香長支所
(☎0887・52・3069)
※夜間・休日の連絡先は
県庁（代表）
(☎823・1111)まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付は「口座振替」で前納がお得

1年前納（4月～翌年3月分）および6カ月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が多く、さらにお得になります。

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です
口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、保険料が割引（平成24年度は1カ月50円割引）となりお得です。原則、申し込みの初回は、前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2カ月分の保険料が引き落としされ、その翌月から当月分（50円割引）の1カ月分の引き落としとなります。

○口座振替による前納のお申し込みは・・・

年金手帳または納付書、預（貯）金通帳、通帳の届出印を持って、金融機関や郵便局へお申し込みください（直接、南国年金事務所へお申し込みする場合は、金融機関の確認印を受けてから提出）。平成25年4月からの1年前納または6カ月前納の申込期限は2月末日です。すでに口座振替で前納をされている方は、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

なお、口座振替による1年前納および6カ月前納（4月～9月分）は、4月末日に引き落としします。

※お問い合わせは
南国年金事務所（☎864-1111）
市民課年金係（☎880-6555）まで

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などを送付し、ご確認をお願いしてきました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主を確認できていない記録が残っています。

ご自身の年金記録に「漏れ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、キャンペーンパンフレットのチェックリストなどでご確認いただき、南国年金事務所へご相談ください。パンフレットは市民課年金係でも配付しています。

約9人に1人、年金記録が見つかっています

■見つかった記録例

若い頃の勤務記録、結婚前の旧姓の記録、名前の読み方が誤って登録されていた記録など

■受付日時

月～金曜日 9：00～20：00
第2土曜日 9：00～17：00

* 祝日、12月29日～1月3日を除く。

※お問い合わせは
ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
(☎0570-058-555)まで
* 050または070から始まる電話でかける場合
(☎03-6700-1144)
ホームページ http://www.nenkin.go.jp